

平成19年度 青梅市教育委員会の基本方針

【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

すべての市民が人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、協調と責任ある行動をとり、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められている。

そのために、人権教育および心の教育を充実するとともに、社会の一員としての自覚や公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

1 人権教育の推進

あらゆる偏見や差別をなくすために、人権尊重の理念を広く家庭・学校・地域に定着する人権教育を推進する。

2 心の教育の推進

児童・生徒が自他をいつくしみ生命を大切にし、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるために、道徳教育の充実や「青梅子どもルール」の啓発などを図るとともに、家庭・学校・地域等が協働した「心とからだの健康づくり」を推進する。

また、真・善・美などの人間的な価値観を養うために、情操教育の推進を図る。

3 社会に貢献できる個人の育成

相互の支え合いと秩序のある社会を目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、協調と責任ある行動をとることができる個人を育てるために、社会体験や奉仕活動、地域との交流活動等の学習の機会を充実する。

4 郷土愛をはぐくむ教育の推進

児童・生徒が地域に住む人々の暮らしや心情への理解を深めるために、青梅の文化や伝統にふれる機会や地域における交流活動を推進する。

5 地域に根ざした教育の充実

児童・生徒が地域に愛着をもち、地域の一員としての自覚を高めるために、身近な地域の自然や文化を教材として取り扱うことや地域人材の活用を図るとともに、関係施設や機関との連携を通して、地域に根ざした教育活動を充実する。

6 健全育成の推進

豊かな人間性と社会性を育成するために、児童・生徒の基本的な生活習慣の確立を図り、規範意識を高め公共心をはぐくむとともに、いじめの根絶を目指して、家庭・学校・地域および行政と関係諸機関等が連携を密にした健全育成を推進する。

【基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長】

国際化や高度情報化など社会の変化に対応できるよう、児童・生徒一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められている。

そのために、基礎的・基本的な学力の向上を図り、児童・生徒の個性と創造力を伸ばす教育などを重視するとともに、広く国際社会に生きる市民を育成する教育を推進する。

1 個を伸ばす指導の充実

基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るために、学力調査(国、東京都)結果や授業評価の分析・考察をもとにした「授業改善推進プラン」の改善・充実を図る。

また、教科指導法の研究開発を一層進めるとともに、少人数指導および「総合的な学習の時間」や選択教科などの学習を工夫・改善し、個を伸ばす指導の充実を図る。

2 健康・体力づくりの推進

児童・生徒一人一人が豊かな個性を発揮するための基盤となる健康や体力に関する意識を高め、健康の保持増進に向けた資質や能力をはぐくむために、体力テストの実施学年の拡充を図り、一層の結果の活用を図るとともに家庭・学校・地域が連携・協力した健康・体力づくりを推進する。

また、運動部活動の振興を図るために、活動の充実に向けた条件整備等を推進する。

3 読書活動の推進

国語力の向上に向けて、コミュニケーション能力や豊かな言語感覚を育成するために、主張大会への取り組みと「青梅市子ども読書活動推進計画」にもとづく児童・生徒の読書活動や関連する学習活動への支援を充実する。

4 国際理解教育の推進

国際理解教育の推進を図るために、外国人英語指導助手を積極的に活用し、中学校での英語指導および小学校における英語活動等を充実する。

5 情報教育の推進

児童・生徒の情報選択・情報活用能力等を育成し、確かな学力の向上を図るために、各教科や「総合的な学習の時間」の学習活動などにおいて、積極的に I T の活用を図る。

※ (I T : information technology 【コンピュータ】)

6 キャリア教育の充実

健全な勤労観や職業観をはぐくみ、働くことの意義を理解するために、職業に関する調べ学習や職場訪問、職場体験等を通して、働く人々や地域の人々との交流を深める教育活動の充実を図る。

7 特別支援教育の円滑な実施

LD、ADHD、高機能自閉症等を含め障害のある児童・生徒に対する教育的な支援を円滑に実施するために、特別支援教育の理解・啓発に努めるとともに、「青梅市特別支援教育実施計画」にもとづいて、特別支援プロジェクトや小・中学校の校内体制、個別指導計画などの取り組みの充実を図る。

8 教育相談体制の充実

いじめ、不登校等の多様な課題に対応するために、メール相談や電話相談の機能を高めるとともに、巡回相談を拡充する。また、適応指導教室「ふれあい学級」の指導内容を一層充実し、スクールカウンセラー等と連携した学校支援体制および相談環境の整備を図る。

また、特別支援教育の展開に向けて、就学相談から就学支援、学習相談から学習支援までの連続性のある相談体制の構築を目指す。

9 小・中学校の連携の推進

9年間の義務教育を見通した学習指導および健全育成の充実を図るために、小・中学校が連携した教育をより一層推進する。

また、学校規模や地域の特性を生かすために、小規模校の小・中学校において、小規模特認校制度にもとづく一貫教育を進める。

【基本方針3 生涯学習の推進と社会教育の充実】

市民が生涯を通じ、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができるような生涯学習社会を実現することが求められている。

そのために、「青梅市生涯学習推進計画」にもとづいた施策の推進に努めるとともに、学習環境を整備し、「ともに学んで生きるまち」を目指して社会教育の充実を図る。

1 生涯学習の推進

市民が自発的な意思をもって、主体的に学習することを支援するためには、「青梅市生涯学習推進計画」にもとづき、生涯学習ネットワークを構築し、関連機関との連携を密にして、市民の生涯学習を総合的・広域的に推進する。

2 生涯学習の環境整備

生涯学習の機能の充実を図るために、市民の学習要望の把握と学習情報・機会の提供、施設の整備・活用および講師・指導者等の登録制度の充実など、学習環境の整備に努める。

また、市民センター等で実施している生涯学習については、事業の効率化を図るとともに、時代のニーズに応えるよう、集中管理による体系的な事業の実施について検討する。

3 青少年の体験活動の充実

青少年の自立を支援し、地域との交流などを図るために、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動の機会の充実に努める。

また、多様な体験活動を通して、集団的活動における協調性やリーダー性等を養う。

4 家庭教育への支援

子どもたちの生活習慣の確立を目指すために、国や東京都と連携して、家庭教育への啓発事業の推進を図る。

5 地域における健全育成の推進

地域社会の中で、心豊かで健やかな子どもをはぐくむために、地域に根ざした活動拠点の設置に努める。

6 学校開放の推進

生涯学習を広域的に推進するために、学校教育と連携を図り、学校施設の有効活用や教員の専門性など、学校のもつ機能を市民の生涯学習事業に活かした学校開放の推進に努める。

7 社会教育施設の環境整備

生涯学習事業の一層の推進・充実を図るために、社会教育施設の環境整備に努める。

【基本方針 4 文化・スポーツ・レクリエーションの振興】

市民が生涯を通じて、文化やスポーツに親しむ機会の充実が求められている。

そのために、優れた芸術文化や貴重な文化財を通じ、市民がひとしく文化を享受し、創造活動ができるよう文化活動への支援に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション活動においては、活動の機会や場を提供するなどの支援を図る。

1 文化・芸術活動の振興

市民が、貴重な文化財や芸術と触れ合うために、郷土の資料、美術作品を収集、保管および展示して市民の利用に供するとともに、市民への文化・芸術活動の支援等を通して振興に努める。

2 図書館の整備および読書活動等の推進

市民の図書館利用のニーズに応えるために、(仮称)新中央図書館の開館に向けた整備を進めるとともに、資料提供の迅速化を図る。

また、「青梅市子ども読書活動推進計画」を推進するほか、図書館ボランティアとの協働などに努める。

3 スポーツ・レクリエーション活動の推進

「青梅市スポーツ振興計画」にもとづき、「市民一人1スポーツ」を推進するために、いつでも、どこでも気軽にスポーツ等に親しめるよう機会の提供、施設の整備に努めるとともに、市民のスポーツ・レクリエーション活動を支援する。

4 総合型地域スポーツクラブの推進

「青梅市スポーツ振興計画」にもとづき、いつでも、どこでも、誰もが生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりを推進するために、子どもから大人までが、地域において、スポーツと生涯親しむことのできる総合型地域スポーツクラブの設立に向けた準備を進める。

【基本方針5「市民の教育参加の促進」と「主体的な教育行政の推進】

家庭・学校・地域が相互に連携・協力をすることによって、すべての市民の教育参加を進め、教育行政を力強く展開していくことが求められている。

そのために、青梅市の特性を生かした主体的な教育行政を推進するとともに、市民からより信頼される学校づくりに向けて、学校経営の改革を進めていく。

1 将来を見通した教育施策の推進

将来の青梅市を見通した教育を創造し、時代の変化に即した教育施策の推進を図るために、「青梅市教育推進計画(仮称)」にもとづく施策を実施するとともに、中長期的な施策の展開を青梅市総合長期計画 後期基本計画に位置付ける。

2 開かれた学校づくりの推進

保護者や市民から学校運営等への支援を一層得るために、積極的な教育活動の公開や市民の学校行事等への参加の拡大を図るとともに、学校運営連絡協議会や保護者、地域住民等による外部評価の実施などにより「開かれた学校づくり」を推進する。

3 特色ある学校づくりの推進

家庭・学校・地域が一体となって、児童・生徒の教育活動の充実および活性化を図るために、活力ある学校づくりを進めるとともに、地域の実情、児童・生徒の実態に応じた特色ある学校づくりを推進する。

4 安全・安心な学校づくりの推進

児童・生徒の日常の教育活動や登下校時等の安全指導・管理、安全確保の徹底を図るために、家庭・学校・地域・関係諸機関等が相互に連携した安全・安心な学校づくりを一層推進する。

5 学校経営の充実

学校経営の充実を図るために、年間を通した学校評価システムを確立し、学校評価にもとづく、学校経営の改善・充実を図るとともに、校長、副校長、主幹を明確に位置付けた組織的な運営体制を充実し、自主的・自律的な学校経営の実現に向けた改革を推進する。

6 教職員の資質・能力の向上

教職員が児童・生徒への理解を深め、指導と評価の一層の改善・充実を図るとともに、教育にかかわる諸課題を解決する資質や能力を高めるために、各種研究事業の支援およびライフステージに応じた教員研修等の充実を図る。

7 教職員の服務規律の確保

教職員による服務事故の防止を徹底するために、研修などを通して、教育公務員としての自覚や法令遵守の意識を浸透させ、学校教育に対する信頼の確保に努める。

8 学校施設の安全対策等の推進

児童・生徒の安全確保と市民の避難場所としての役割を果たすために、校舎等の耐震化を推進するとともに、計画的に教育環境の整備を図る。

9 教育委員会の機能の充実

国や東京都における教育改革の推進やいじめ問題、青少年の健全育成などの諸課題に対して、教育委員会がより市民の期待に応えるために、情報発信を積極的に行い、学校・家庭・地域との一層の連携を深める中で機能の充実を図る。

教育目標	平成13年12月	4日	青梅市教育委員会決定
教育目標一部改訂	平成17年2月	3日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成17年2月	3日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成18年1月12日		青梅市教育委員会決定
基本方針	平成19年1月11日		青梅市教育委員会決定